

手配旅行取引条件説明書



国際旅行社

★お申込みの際は、この取引条件説明書を必ずご一読いただきますようお願いいたします。

★この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

1. 手配旅行契約

(1) 「手配旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社がおお客様の依頼により、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

2. 取扱料金

(1) 当社は、旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を申し受けます。取扱料金は手配内容により異なりますのでお申し込み店舗にお問い合わせ下さい。

(2) お客様が手配を依頼した運送・宿泊機関等が満員等の理由で手配不可能となった場合でも、お客様は所定の取扱料金を支払わなければなりません。

3. 契約の申込み、契約の成立

(1) 契約を申し込もうとするお客様は、別紙の申込書に所定事項を記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出して下さい。

(2) 契約は当社が契約の締結を承諾し、前号の申込金を受理した時に成立します。

(3) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の時期は契約書面に記載します。

(4) 前(1)号の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。

(5) 通信契約による旅行契約の締結を行うお客様との旅行条件

1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等を受けること(以下「通信契約」といいます。)を条件に電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないなど、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

2) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みを行う手配旅行契約の内容のほか、「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申出いただきます。

3) 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

4) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申出があった日とします。

(6) お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められるとき、当社は、お申出のお引き受けをお断りする場合があります。

4. 旅行代金とその支払い時期

(1) 旅行代金(旅行費用並びに当社の取扱料金をいいます。)は、旅行出発前日までに全額お支払い下さい。

(2) 通信契約締結の場合は、当社は提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合のカード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

(3) 旅行開始前に運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動があった場合は、旅行代金を変更することがあります。

(4) 当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金とが合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。

(5) 通信契約の場合で、お客様が負担すべき費用が生じた場合若しくは当社がお客様に払戻すべき費用が生じた場合は、提携会社のカードにより所定の伝票へのおお客様の署名なくして当該費用の精算を行います。

5. 契約の変更

(1) お客様から契約内容の変更の求めがあった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) お客様から契約の内容の変更の申出があった時は、変更のため運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料をご負担いただくほか、変更手続料金を申し受けます。

6. 旅行契約の解除

(1) お客様が旅行契約を解除する場合は、以下の料金を申し受けます。

- 1) 第2項に掲げる取扱料金
- 2) お客様が既に受けた旅行サービスに係る旅行費用
- 3) お客様がいまだ受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他旅行サービス提供機関に支払う費用
- 4) 前号の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手続料金

(2) お客様が暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他反社会的勢力であると認められるとき、当社は手配旅行契約を解除することがあります。このとき本項(1)①～④に規定されている料金を申し受けます。

7. 添乗サービス

(1) 当社は、契約責任者の求めにより添乗サービス料金を申し受けた上で、添乗サービスを提供することがあります。

なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員がお客様と同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

(2) 添乗員のサービスの内容は、原則として旅行日程上団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は、原則として8時から20時までとします。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願いします。

8. 当社の責任

(1) 当社は、当社又は当社の手配代行者等の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前(1)号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた前(1)号の損害については、同号の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行は14日以内に、海外旅行は21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合

を除きます。) として賠償します。

9. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は当社から提供される情報を活用しお客様の権利・義務その他の手配旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービスの提供者にその旨を申し出なければなりません。

10. 団体・グループ手配旅行契約時の契約責任者

(1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。

(2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3) 当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4) 当社は契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

11. 個人情報の取扱い

(1) 当社および当社ら（パンフレットなどの「販売店欄」に記載する当社の受託旅行業者）は申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡、旅行手配およびそれらのサービスの受領の為の手續きに必要範囲内で利用いたします。このほか、当社および当社らは下記の項目で個人情報を利用させていただくことがあります。

1) 当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内

2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い

3) アンケートのお願い

4) 特典サービスの提供

5) 統計資料の作成

(2) 個人情報を旅行手配およびそれらのサービス受領の為に、運送・宿泊機関、土産物店、保険会社等に書類又は電子データにより必要範囲内で提供致します。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社へクレジットカード番号や決済金額を電子的方法等で提供致します。なお、土産物店等への個人情報の提供の停止を希望される場合は、出発前までにお申し出ください。

12. 旅行保険（任意） 加入のお勧め

(1) ご旅行中、病気やケガをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めいたします。旅行保険については係員にお問い合わせ下さい。

13. 渡航手続き・保健衛生・危険情報について

ご旅行に必要な旅券・査証・予防接種証明書等の取得に係る渡航手続きはお客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定料金を申し受け別途契約により渡航手続きの一部代行をお受けします。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証の取得ができなくてもその責任は負いません。

(1) 旅券（パスポート） ・ 査証（ビザ）

※日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。

1) 旅券の有効（残存） 期間の条件は渡航先国により異なります。詳細は係員にお問い合わせ下さい。

2) 渡航先国により査証（ビザ） が必要です。詳細は係員にお問い合わせ下さい。

3) 現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証の取得はお客様の責任で行って下さい。これらの手続き等の代行については、当社が渡航手数料金をいただきお受けします。

(2) 保健衛生

渡航先国・地域の衛生状況については、下記の厚生労働省「検疫感染症情報」でご確認下さい。

※ホームページ <http://www.forth.go.jp/>

(3) 海外危険情報

渡航先国・地域によっては、外務省「海外危険情報」等国・地域の渡航に関する情報が出されていることがあります。「海外危険情報」は、外務省「海外安全ホームページ」でご確認下さい。

※ホームページ <http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>

14. 米国の ESTA（電子渡航認証システム） について

(1) お客様が参加される旅行によっては、遅くとも旅行開始の 72 時間前までに、米国の ESTA（電子渡航認証システム） に従い認証を受ける必要があります。ESTA の認証は、お客様ご自身で、<https://esta.cbp.dhs.gov/>のホームページから申請して下さい。なお、認証を拒否された方は、米国大使館等から査証（ビザ） を取得する必要があります。

(2) ESTA の認証手続は、当社がお客様と渡航手続代行契約を締結し、渡航手続代行料金をいただいて代行することができます。ご希望のお客様は、当社にお申し出下さい。

15. 約款準拠

(1) この取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

観光庁長官登録旅行業第411号

株式会社国際旅行社

沖縄県那覇市久茂地3-4-10

TEL: 098-864-5931

総合旅行業務取扱管理者: 與座 三磨子

旅行業務取扱料金表

海外旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合） 1名様1件につき	ご旅行費用総額の20%以内
	運送機関、宿泊機関の予約・手配		1名様1件につき20%以内 下限6,480円
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 64,800円以内
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合）	1名様1件につき20%以内 下限5,400円
	運送機関の予約・手配の変更		1名様1件につき20%以内 下限2,160円
宿泊機関の予約・手配の変更		1名様1件につき20%以内 下限1,080円	
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合）	1名様1件につき20%以内 下限5,400円
	未使用乗車船券の精算手配		1名様1件につき20%以内 下限2,160円
宿泊手配の取消し		1名様1件につき20%以内 下限1,080円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合		1件につき 5,400円 （電話料、電報料は別）

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消料金を申し受けます。
 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 4 上記料金には消費税が含まれています。

渡航手続代行料金

1. 10人以上の団体手配旅行の場合又は主催旅行参加の場合

区分	内容	料金
包括取扱	出入国記録書の作成代行	1名様1件につき 3,240円
	(2)旅券申請書類の作成代行(新規・訂正・増補・再発給)	1名様1件につき 3,240円
	(3)旅券を代理申請したとき	1名様1件につき 5,400円 (交通費、郵送費別)
	(4)査証手続きを当社で行ったとき	1名様1件につき 5,400円
	(5)査証免除手続書類の作成	契約時に明示した料金

2. 1以外の場合又は団体手配旅行若しくは主催旅行参加者で上記の表にない手続きを行う場合

区分	内容	料金
旅券	(1)旅券申請書類の作成代行(新規・訂正・増補・再発給)	1名様1件につき 3,240円
	(2)(1)と申請または受領のための都道府県庁への同行案内	(1)の料金に 2,160円増
	(3)(1)と代理申請又は法令で認められている代理受理	(1)の料金に 2,160円増
	(4)(1)と緊急渡航手続き	(1)の料金に 5,400円増
出入国記録書	(1) 出入国記録書の作成代行	1名様1件につき 3,240円

査証	(1) 観光性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受理代行	1名様1件につき 5,400円 査証費用、郵送料別
	(2) 商用・業務性査証の申請書作成代行又は作成代行と申請・受理代行	1名様1件につき16,200円 査証費用、郵送料別

	(3) 移民、留学、役務、長期滞在等特別な目的により渡航する場合	1名様1件につき16,200円 査証費用、郵送料別	
	(4) 査証取得手続代行者に依頼する場合の申請手続	5,400円 (手続代行者への実費別)	
	(5)オーストラリアETASの登録と確認証の発行	1名様1件につき 4,320円	
	(6)アメリカESTAの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正	1名様1件につき 6,480円	
	(7)スリランカETAの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正	1名様1件につき 6,480円	
	(8)カナダETAの登録と確認証の発行、登録内容の確認と修正	1名様1件につき 6,480円	
	(9)緊急査証手続	(1)~(4)の料金に5,400円増	
	(10)査証免除の手続書類の作成	契約時に明示した料金	
	検疫	検疫所、保健所、診療所等への同行案内又は検疫の取得代行	3,240円
	各種証明書	警察証明書、兵役証明書、健康証明書、卒業証明書等の取得同行案内、署名認証の取得代行	契約時に明示した料金 (交通費、公証料は別)
再入国許可	再入国許可の申請手続	契約時に明示した料金 (交通費、公証料は別)	
その他	上記に含まれないもの	実費	

- (注) 1 上記料金は1人又は1件を対象とした料金です。
 2 上記の各該当料金は合算して申し受けます。
 3 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分迄) 5,400円 以降30分ごと 3,240円
	(2) 旅行計画の作成	1件につき 3,240円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	1件につき 3,240円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積り	1件につき 3,240円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 200円
その他の旅行	留学、移民、国際結婚等特殊な目的を伴う渡航相談	基本料金(60分迄)10,800円 以降30分ごと 3,240円
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に10,800円増

(注) 上記料金には消費税が含まれています。

その他の料金

区分	内容	料金
空港等への送迎	(1) 空港等でのお見送り、あつ旋サービス ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) 10,800円 (交通費、宿泊費は別)
	(2) 空港等への送迎を深夜、早朝、日曜日、休祭日に行った場合。 ただし、お客様の依頼による場合のみ	(派遣した社員1名につき) の料金に5,400円増 (交通費、宿泊費は別)

国内旅行

手配旅行に係る取扱料金

区分	内容		料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合） 1名様1件につき	ご旅行費用総額の20%以内 下限1,080円
	運送機関・宿泊期間等の単体の場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合） 1名様1件につき	ご旅行費用総額の20%以内 下限1,080円
企画料金	10人以上の団体手配旅行の場合		ご旅行費用総額の20%以内
個人（上記以外の場合）		1件につき1,080円	
添乗サービス料金（宿泊、交通費等の旅行実費を除く。）			添乗員1人1日につき 32,400円以内
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合）	1名様1件につき20%以内 下限1,080円
	運送機関の予約・手配の変更		1名様1件につき20%以内 下限1,080円
宿泊機関の予約・手配の変更（宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む。）		1名様1件につき20%以内 下限1,080円	
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	ご旅行費用総額の20%以内
		個人（上記以外の場合）	ご旅行費用総額の20%以内 下限1,080円
	運送機関の手配の取消し（未使用乗車船券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1名様1件につき20%以内 下限1,080円
宿泊機関の手配の取消し（未使用宿泊券の精算手続がある場合はそれを含む。）		1名様1件につき20%以内 下限1,080円	
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等		1件につき 1,080円 (電話料、電報料は別)

- (注) 1 団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
 2 お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、運送機関、宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手続料金、取消料金を申し受けます。
 3 同一の宿泊機関に連泊する場合は、まとめて1件として扱います。
 4 上記料金には消費税が含まれています。

相談料金

区分	内容	料金
観光旅行	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分迄)2,160円 以降30分ごと 2,160円
	(2) 旅行計画の作成	1件につき 3,240円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り(運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	1名様1件につき 3,240円
	(4) 運送機関の運賃・料金見積り	1名様1件につき 3,240円
	(5) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき 200円
お客様の依頼による出張相談		上記の料金に 10,800円増

(注) 上記料金には消費税が含まれています。